

# 消費者被害救済制度の導入について（新規）

平成24年度予算額 42百万円（うち「日本再生重点化措置」28百万円）

## <消費者被害の特徴>

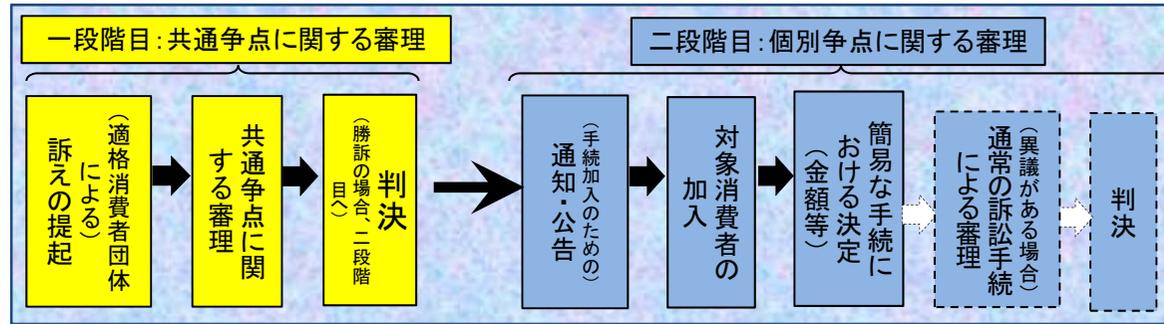
- ◆ 少額同種の被害が多発（2009年度で約90万件）
- ◆ 消費者は泣き寝入り（費用・労力がかかる）
- ◆ 加害者は財産隠し（被害回復が一層困難）

## 多数消費者被害に係る新たな訴訟制度の創設

簡易な手続で被害回復を図る、消費者にとって利便性の高い二段階型の訴訟制度

一段階目：消費者に代わって、適格消費者団体が訴える  
⇒同種の被害を受けた消費者に共通する争点を争う

二段階目：一段階目の勝訴の後、二段階目から被害を受けた消費者が参加する  
⇒簡易な手続で金額確定



## 行政手法の導入

財産事案に関して、被害の発生・拡大及び加害者の財産の隠匿・散逸を防止するための制度を検討

「新たな訴訟制度」と手続を担う適格消費者団体を消費者に知ってもらう必要あり

（参考）消費者庁及び消費者委員会設置法 附則第6項  
政府は、消費者庁関連三法の施行後三年以内を目途として、加害者の財産の隠匿又は散逸の防止に関する制度を含め多数の消費者に被害を生じさせた者の不当な収益をばく奪し、被害者を救済するための制度について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

## 「日本再生重点化措置」枠に係る事業 [28百万円]

### シンポジウム [11百万円]

各地で消費者問題に対応している団体の協力を得て、直接消費者に新制度や適格消費者団体について説明し理解を求めるシンポジウムの開催

### 相談窓口 [17百万円]

各消費者が受けた被害が新制度によって救済されるのか(制度の対象になるのか)に対して丁寧な回答(相談窓口)

※ 他に要求枠に係る事業 [15百万円]：消費者庁が行う制度説明会、広報資料作成、研究会等

制度の導入・浸透により、消費者被害の回復へ

消費者利益の擁護  
安心・安全社会を実現